

本条件は、貴社とジュニパーネットワークス（以下「ジュニパー」）との契約条件に追加されるものであり、隨時ジュニパーによって変更されることがあります。

ジュニパーは、ジュニパー再販ビジネスパートナーである貴社（すなわち、ディストリビュータ、VAR、または他の形態の再販業者）が業務を行う際に最高の倫理原則に従い、不正な行動はもちろん、不正であるという印象を与える行動に関与することも避けることを求めます。貴社は、投資家、顧客、同業者、そして世界のビジネス界からジュニパーおよび当社ビジネスパートナーに寄せられる信頼を守るうえで、重大な役割を担っています。本文書におけるすべての「貴社」は、本文書の適用対象となる代理店、およびその取締役、役員、代理店、コンサルタント、従業員のすべてを指しています。

本行動規範（以下「規範」）は、世界中における貴社のジュニパーとの取引関係に関連する貴社の行動すべてにおいて、貴社および貴社の従業員に適用されます。貴社は、ジュニパー従業員との連携およびジュニパーの製品またはサービスの取引を行う貴社従業員に、本規範が確実に伝達されることを保証するものとします。本規範に違反した場合は、ジュニパー再販ビジネスパートナー関係の終了までを含む懲戒処分となります。

本規範は、業務行動の最低基準および許容される業務慣行を定めたものです。現地の法令および規制が本規範より寛容な場合は、本規範に従うことが求められます。現地の法令および規制が本規範より厳格な場合は、必ずその法的要件に従わなければなりません。

1. 財務情報の完全性と会計。 貴社は、完全かつ正確な情報および提出物をジュニパーおよび共通の顧客に提供しなければなりません。当該情報には、店舗販売時点情報報告、購入注文、売上報告、特別な入札または価格設定の依頼、割戻しの依頼、償還の依頼が含まれますが、これに限定されるものではありません。

2. 賄賂禁止に関するコンプライアンス。 適用される連邦、州、および現地の賄賂禁止規定は、すべて順守しなければなりません。これには米国海外腐敗行為防止法（「FCPA」）、米国連邦調達廉潔法（U.S. Federal Procurement Integrity Act）、および2010年英国贈賄防止法（U.K. Bribery Act of 2010）が含まれますが、これに限定されるものではありません。外国公務員、官僚、公務員、または政府、企業、公共団体もしくは国際機関の代表者、その他のあらゆる第三者を含め、何者に対しても、金銭、贈り物、賄賂、キックバック、または有価物の支払いの申し入れ、またはその支払いの承認は、直接・間接を問わず不当な競争上の優位性に不正に影響を及ぼす、またはそれを不正に獲得して、ジュニパーの製品またはサービスに何らかの点で関連する取引を獲得または維持することを意図している、または意図していると受け取られる可能性のある場合、直接・間接を問わず行ってはなりません。入札に関する規則は、完全に順守しなければなりません。公務員または官僚に雇用を提供することが適用法の違反となる場合は、雇用の提供を行うことができません。

3. ビジネス上の儀礼。 貴社、コンサルタント、代理店、再販業者等からの顧客に関連する支出（贈り物、旅行、食事、接待など）は、別の関係者または団体の判断に影響を及ぼしてジュニパー製品の販売またはサービス提供に関連する不正な優位性を獲得することを目的とした賄賂または不正な誘導であると解釈される可能性がないようになればなりません。また、当該支出に関するすべての適用法令を順守しなければなりません。

4. 反トラスト・競争法。 貴社は、適用されるすべての反トラスト・競争法令を順守しなければなりません。貴社および他のジュニパーのパートナーは、共同で以下の行為を実施または試みてはなりません。1) ジュニパーが提供する製品またはサービスの価格協定または価格操作、2) サプライヤまたは顧客のボイコット、3) 市場または顧客の分割または割り当て、4) 競争入札の調整。

5. 利害の対立。 ジュニパーまたはその従業員、代理店、関連会社と、貴社のジュニパーとの契約責任を妨げる、またはそうした責任を妨げる可能性が高い利害の対立として認識される可能性があるいかなる行為にも従事してはなりません。利害の対立には、ジュニパーの従業員が貴社の役員、取締役、または株主となる、ジュニパーの従業員に報奨金を支払う、ジュニパーの従業員と何らかの経済的あるいは家族的関係を持つことが含まれますが、これに限定されるものではありません。利害の対立に気付いた場合は、貴社はジュニパーに通知するものとします。

6. ジュニパーに関する連絡。 ジュニパーの顧客に対する取引明細、連絡、説明はすべて正確かつ完全であり真実でなければなりません。同様に、ジュニパーからの書面による許可なく、ジュニパーに代わって製品機能の確約を含む書面または口頭による契約や確約、またはその試みを行ってはなりません。ジュニパー、他のジュニパー提携業者、競合他社、顧客の名誉を棄損したり侮辱をしてはなりません。

7. 報告における不正な行動。 ジュニパーの従業員、代理店、コンサルタント、または再販業者による疑わしいまたは不正な行為はジュニパーの法務担当責任者に報告するものとします。

8. 政府関連顧客。 非政府顧客に対応する際には適切な行為であっても、政府機関や、政府が所有または管理する事業体、あるいは政府調達規則の対象となる事業体（以下「政府関連顧客」）に対応する際にはその行為が不適切であったり、さらには違法となることもあります。政府関連顧客に販売する場合は、当該販売が直接的か間接的にかかわらず、ジュニパーの製品および/またはサービスのマーケティングまたは推奨を含め、当該政府顧客による物品およびサービスの獲得に関連するすべての法令、規則、調達規制、契約条項を順守しなければなりません。

政府関連顧客に対応する場合、料金その他の便益の授受に関連する制定法、規制、政府との契約または下請け契約による、特別な禁止事項または要件が存在することがあります。政府と取引する際は必ず、それに関する料金またはその他の報酬を要求する前に、その支払いが許可されていることを確認しなければなりません。発生する可能性のある料金を政府関連顧客に書面で開示することが義務付けられていることがあります。個々の場合において、発生する可能性のある料金が許可されているか、また開示が義務付けられているかを判断するのは、貴社の責任です。

9. インサイダー取引法。 ジュニパーの有価証券の取引に関するインサイダー取引・証券法は、完全に順守しなければなりません。ジュニパーに関する重大な未公開情報を持っている、または入手できる場合、その情報の利用は、その情報が提供された目的での利用に限られます。ジュニパーの有価証券の取引にその情報を利用したり、他者のジュニパー証券取引を助けるために他者に情報を提供してはなりません。また、ジュニパーの有価証券の「空売り」に関与してはなりません。

10. 情報の保護。 ジュニパーおよび共通顧客との取引関係の過程で機密情報およびその他の専有情報を得た場合は、その秘密を守らなければなりません。著作権で保護されたソフトウェア、文書、その他の物は、正規の許可なく複製してはなりません。貴社の従業員およびコンサルタントに確実にこの制約を理解させ、それに従わせることは貴社の責任となります。そして、貴社は適用されるデータ保護要件にすべて従わなければなりません。

11. 輸出に関するコンプライアンス。 輸出入に関して適用される法令および規制はすべて厳密に順守し、ジュニパーの製品またはその直接的産物、当該製品に関連する技術データ、あるいはジュニパーの機密情報を、他者または団体に輸出、再輸出、譲渡、流用、公表、輸入、または開示してはなりません（貴社がそれを利用することも不可）。ただし、許可を得ている場合、または当該法令・規制により許可されている場合は除きます。

12. 責任あるビジネスパートナーの行動。 貴社およびその従業員は、市場でジュニパーの製品およびサービスを提示する際、高い職業意識を持って行動しなければなりません。これは、ジュニパーの製品およびサービスのマーケティング、販売、サポートの際に、誰に対しても尊厳と敬意をもって実務的に接することです。

13. 労働者の人権、健康と安全。国際社会から理解を得られるよう、労働者の人権を守り、尊厳と敬意をもつて労働者を扱うことに、全力を尽くさなければなりません。例として、職業選択の自由を認め、児童労働を禁じ、正当な労働時間と公正な賃金および福利厚生の提供を認める公正な労働基準を順守しなければなりません。労働者を非人道的に扱わないようにしなければなりません。嫌がらせや違法な差別がなく、従業員の結社の自由を認める職場を作ることに全力を尽くさなければなりません。また、安全で健康的な労働環境を維持しなければなりません。